

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018 沿革 (略) <u>平成22年 9 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 17 条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険の場合 <u>別紙様式第 14-1 による限度額設定型貿易保険 (船積前) 保険金請求書に、別表 2 に定める書類を添付したもの</u></p> <p>二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の場合 <u>別紙様式第 14-2 による限度額設定型貿易保険 (船積後) 保険金請求書に、別表 3 に定める書類を添付したもの</u></p> <p>第 2 項 ～ 第 3 項 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 17 による限度額設定型貿易保険回</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00018 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 17 条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第 18 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第 23 条の規定に基づき<u>別紙様式第 14-1 による限度額設定型貿易保険 (船積前) 保険金請求書又は別紙様式第 14-2 による限度額設定型貿易保険 (船積後) 保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、<u>第一号④(ハ)及び⑥、第二号③、④、⑤、⑦(ロ)、⑧、⑪、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。</u></u></p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険 (<u>以下「輸出等不能事故」という。</u>) の場合 (略)</p> <p>二 約款第 3 条第 2 号及び第 3 号のてん補危険の場合 (略)</p> <p>第 2 項 ～ 第 3 項 (略)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>(回収義務の終了認定)</p> <p>第 20 条 被保険者は、約款第 29 条第 1 項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第 17 による限度額設定型貿易</p>	

収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01—制度—00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

2 日本貿易保険は、保険金支払の時に、約款第3条第1号のてん補危険（約款第4条第1号から第10号までの事由によるものに限る。）に係る損失について、被保険者が輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない旨認めた場合には、約款第29条第1項に規定する認定を行うものとする。この場合において、被保険者は、前項の規定にかかわらず別紙様式第17による貿易一般保険回収義務終了認定申請書の提出を要しない。

第21条 ～ 第23条 （略）

（権利行使等の委任）

第24条 被保険者は、約款第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。

3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使等の委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサ

易保険回収義務終了認定申請書に運用規程第18条の各号のいずれかに該当する事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。

第21条 ～ 第23条 （略）

（権利行使等の委任）

第24条 被保険者は、約款第29条第4項又は第30条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第21による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第30条第1項及び第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第23による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。

3 前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサ

<p>一回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第 22 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</p> <p>第25条 ～ 第26条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。</u></p> <p><u>別表 1</u> (略)</p> <p><u>別表 2 ～ 3</u> (別紙参照)</p>	<p>一回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申込みことができ、被保険者は、別紙様式第 22 による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</p> <p>第 25 条 ～ 第 26 条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	
---	---	--

別表2 (第18条第1項第1号関係)

約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済期日毎に作成
2. 保険金請求経緯書	<p>次の事項の内容を記載した書類 (様式任意)</p> <p>①保険金請求に至る経緯</p> <p>②支払人との取引の状況 (保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</p> <p>③支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</p> <p>④輸出契約等の履行に関し、バイヤー等が行っているクレーム (貨物の瑕疵、契約義務不履行等) の有無及び被保険者の対応状況</p> <p>⑤今後の回収見込み</p> <p>⑥損害賠償請求の有無 (請求していない場合はその理由を記載)</p>
3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る船積予定日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表 (様式任意)
4. 損失計算書	<p>別紙様式第14-1保険金請求書記載の「損失計算書」の下記項目に関し、各々の内訳額を記載した書類 (様式任意)</p> <p>(1)の「輸出等不能額」は、保険事故の発生により、船積ができなくなった貨物の金額 (FOB価額)</p> <p>(2)の「取得した金額」は、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使により、取得した金額</p> <p>(3)の「(2)に要した費用」は、(2)の取得した金額がある場合に、当該対応のために要した費用</p> <p>(4)の「取得し得べき金額」は、今後取得予定の金額</p> <p>(5)の「(4)に要すべき金額」には、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使によって取得予定の金額がある場合に、当該対応のために要した費用</p> <p>(6)の「その他、控除すべき金額」は以下の通り。</p> <p>①未支出費用 船積不能により支出を要しなくなった船積諸費用、運賃、保険料等費用又は生産中止により支出不要となった生産費等</p> <p>②輸出契約等が履行されていた場合の期待利益</p>
5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 損失額の算出根拠等</p> <p>①供給契約を証する書類</p> <p>②既支出費用を証する書類 (製造原価計算書、ライセンス契約料等)</p> <p>(2) 貨物の処分・保全に要した費用等</p> <p>①貨物の処分を証する書類 (廃棄証明書等)</p> <p>②貨物の処分のために要した費用を証する書類</p> <p>③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類</p> <p>(イ) 当該貨物の船積を証する書類 (船荷証券、インボイス)</p> <p>(ロ) 転売に係る輸出契約書等</p> <p>(ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等</p> <p>④在庫証明書、入出庫証明書</p>
6. 請求までに入金がなされている場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等

<p><u>7. 保険事故の内容を証する書類</u></p>	<p>(1) <u>非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等）</u></p> <p>(2) <u>信用危険の場合、以下の書類</u></p> <p>① <u>破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し</u></p> <p>② <u>契約キャンセルの場合、キャンセルレター等</u></p>
<p><u>8. 輸出契約書等の写し</u></p>	<p>(1) <u>SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</u></p> <p>(2) <u>個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</u></p> <p>(3) <u>輸出契約等締結通知後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</u></p>
<p><u>9. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</u></p>	<p><u>以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し）</u></p> <p>① <u>輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</u></p> <p>② <u>輸出契約等の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続きを行ったことを確認できる書類</u></p> <p>③ <u>転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</u></p>
<p><u>10. 保険証券</u></p>	<p>(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p> <p>(2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合は、次のとおり</u></p> <p>① <u>保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券の写し</u></p> <p>② <u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券の原本</u></p>
<p><u>11. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p>	<p><u>質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意）</u></p> <p><u>（当該債権を確認するため、保険証券番号、輸出契約等番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）</u></p>
<p><u>12. その他書類</u></p>	<p><u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u></p>

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。

別表3 (第18条第1項第2号関係)

約款第3条第2号及び第3号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済期日毎に作成
2. 保険金請求経緯書	<p>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第15による保険金請求経緯書</p> <p>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類 (様式任意)</p> <p>①保険金請求に至る経緯</p> <p>②支払人との取引の状況 (保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</p> <p>③支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</p> <p>④輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム (貨物の瑕疵、契約義務不履行等) の有無及び被保険者の対応状況</p> <p>⑤今後の回収見込み</p> <p>⑥延滞利息の請求の有無 (請求していない場合はその理由を記載)</p>
3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る船積日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表 (様式任意)
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	<p>(1) 手形及びI L C決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等 (銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類)</p> <p>(2) 支払人からの債務確認書 (可能な限り取得のこと。)</p>
5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカルデポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係 (不払いの理由、支払人等の現状)、支払人への督促状況を確認できる書類 (支払人の財務状況の確認資料として、直近のアンニュアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。)</p>
6. 輸出契約書等の写し	<p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し (契約当事者双方のサインを確認できるもの)</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約等通知後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>
7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (仲介貿易契約について、指図式のB/L (荷受人の表記が「To Order」のもの) を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)

<p><u>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</u></p>	<p><u>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</u></p> <p>(1) <u>支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</u></p> <p>(2) <u>未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等））</u></p> <p>(3) <u>保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</u></p> <p>(4) <u>担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類</u></p> <p>(5) <u>債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類</u></p> <p>(6) <u>貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</u></p> <p>(7) <u>非常危険の場合には、以下の書類</u></p> <p>① <u>外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類</u></p> <p>② <u>外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</u></p> <p>(8) <u>信用危険の場合には、以下の書類</u></p> <p>① <u>債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類</u></p> <p>② <u>債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類</u></p> <p>③ <u>債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類</u></p> <p>④ <u>返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類</u></p> <p>⑤ <u>法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類</u></p>
<p><u>9. 保険証券</u></p>	<p>(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p> <p>(2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合には、次のとおり</u></p> <p>① <u>保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券の写し</u></p> <p>② <u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券の原本</u></p>
<p><u>10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類</u></p>	<p><u>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</u></p> <p><u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>
<p><u>11. 為替換算率証明書</u></p>	<p><u>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。）</u></p> <p><u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>
<p><u>12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し</u></p>	<p><u>I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し</u></p>
<p><u>13. 手形の写し</u></p>	<p><u>手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）</u></p>
<p><u>14. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し</u></p>	<p><u>政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し</u></p>
<p><u>15. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p>	<p><u>質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意）</u></p> <p><u>（当該債権を確認するため、保険証券番号、輸出契約等番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の</u></p>

	<u>捺印押印が必要)</u>
<u>16. 被担保債権の内容を証する書類</u>	<u>保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合</u>
<u>17. 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類</u>	<p><u>主な対象費用は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>①渡航費、現地宿泊費</u> <u>②弁護士費用、取立委任手数料</u> <u>③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））</u>
<u>18. 他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	<u>同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補償範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）</u>
<u>19. その他書類</u>	<u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u>

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。